



訪問介護ヘルパーの不足について



50代・女性

町内の訪問介護サービスの現状について、以前お便りした際には「適切なサービスを提供している」との回答をいただきました。

しかしながら、医療現場に身を置く者として、訪問介護ヘルパーの圧倒的不足により、必要なサービスを受けられない町民の悲痛な声を相変わらず耳にしています。

以前、週2回の身体介助を希望

した方が、ヘルパー不足のため週1回しか受けられず、介助にあたった配偶者が腰を痛めて、夫婦で要介護者になってしまった事例がありました。

ケアマネジャーからは「圧倒的にヘルパーが少なく、利用者の希望や必要性に即したケアプランを立てたくてもヘルパーの人数に合わせて内容を削らざるを得ない」という切実な苦悩を聞いています。表面的にはサービスが提供されているように見えても、実際には利用者のニーズを十分に満たせていないのが現状です。

町には介護保険の運営者としてこの現状を深く認識し、早急に次の具体的な対策を講じていただくよう強く要望します。

- ・訪問介護ヘルパー確保への大幅な直接支援（賃金の問題、手当や報奨金の支給、住宅補助、社会的地位向上のための広報活動等）
- ・潜在ヘルパーの発掘と育成支援
- ・訪問介護サービスの利用状況に関する実態調査の実施（利用者や家族、現場のヘルパーやケアマネジャー、医療従事者から希望する頻度や内容、労働条件の実態を把握するもの）

お答えします

介護保険制度は、団塊の世代が75歳以上の後期高齢者となった令和7年を迎え、さらに令和22年には団塊の世代の子どもが65歳以上となり、現役世代の1・5人で、ひとりの高齢者を支える時代が訪れると予測されています。

お尋ねの訪問介護ヘルパーの不足等は、全国的な課題であり、国は介護職員の処遇改善や多様な人材の確保・育成支援など、人材確保対策を講じています。

本町のヘルパーの現状につきましては、改めて訪問介護事業所である白糠町社会福祉協議会へ確認し、「過去には職員の変動やサービスを希望される方の急激な増加などの理由により、一時的にサービス回数の調整を行ったケースはありましたが、現在は本人や家族の状況に応じて必要とされるサービスの提供が可能である」とお聞きしました。したがって、サービスの回数等については、引き続き担当のケアマネジャーに相談していただきたいと思います。

また、要望の1点目、介護分野の職員の処遇につきましては、政府

が策定した『強い経済』を実現する総合経済対策」において、令和8年6月に国が介護報酬の改定を行うこととなっていますが、白糠町社会福祉協議会からは「報酬改定の時期を待たず、令和8年4月からヘルパーやケアマネジャー、介護職員等に対し、前倒しで賃金の増額を実施する予定である」と聞いています。

2点目につきましては、本町独自の施策として、令和7年度から介護人材の安定的な確保と、質の高いサービスの提供を図ることを目的に、ヘルパー業務を行う際に必要な介護職員初任者研修や、介護福祉士実務者研修に係る受講料の全額助成を行っています。実際に助成制度を利用して受講された方がヘルパー事業所で雇用されています。

3点目につきましては、令和8年度に策定する「第10期介護保険事業計画」に向けて、関係機関と連携を図りながら、訪問介護サービスの利用状況の把握に努め、安定した介護サービスを提供できる体制づくりに取り組んでいきますので、ご理解をお願いします。

〈介護福祉課〉